

## 食品取扱い事業者の皆さん

JAS法で定められた食品表示方法をご存知ですか！

展示会・商談会等の販路開拓は食品衛生法とJAS法規格で表示

しなければ……ビジネスチャンスを逃すかも？

自慢の自社ブランド商品が泣いていませんか？

食品の表示は、消費者と食品を繋ぐ重要な情報源です。

食品の内容を知るためには、たくさんの情報が詰まった表示を正しく理解することが  
必要です。この機会に是非受講されてはいかがでしょうか

日時 平成25年9月18日(水)午後1時30分～

ところ LIC はびきの 視聴覚室

羽曳野市軽里1丁目1番1号

講師 近畿農政局大阪地域センター 食品表示監視チーム

食品表示担当職員

内容 食品衛生法とJAS法の関係

知っていますか  
賞味期限と消費期限のちがいは？

受講料 無料

定員 30名

申込は下記商工会に電話・FAXで9月10日までに申込んでください。

名称	所在地	電話	FAX
柏原市商工会	柏原市上市1-2-2 アゼリア柏原5F	072-972-0881	072-973-1201
藤井寺市商工会	藤井寺市岡1-2-16	072-939-7047	072-952-3118
羽曳野市商工会	羽曳野市軽里1-1-1LIC1F	072-958-2331	072-956-1950
富田林商工会	富田林市粟ヶ池町2969-5	0721-25-1101	0721-85-9009
河内長野市商工会	河内長野市昭栄町7-3	0721-53-9900	0721-52-2606
大阪狭山市商工会	大阪狭山市今熊1-540-3	072-365-3194	072-366-8584

## FAX専用申込書

事業所名	所在地	出席者氏名

個人情報保護法による申込書は本セミナー以外使用しません。